

ESCO 推進 協 議 会 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、ESCO 推進協議会（Japan Association of Energy Service Companies: JAESCO）と称する。

第 2 条 本会は、ESCO 事業の市場開拓を援助し、業界の健全な発展を図ると共に、顧客に対しては費用効果の高い包括的な省エネルギーサービスを提供できる機会を広げ、もってエネルギー利用の効率化と地球環境の保全に資する事を目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. ESCO 事業の普及・啓発と市場開拓。
2. 国内外の ESCO 関連情報の提供、及び ESCO 関連機関との情報交換。
3. ESCO 事業に係わる省エネルギー関連技術の研究開発支援。
4. 一定の条件を有する優良 ESCO の推薦。
5. ESCO 事業に関する紛争解決のための仲裁及び和解の実施。
6. その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

第 2 章 会 員

第 4 条 本会の会員は次の 3 種とする。

1. 正会員：本会の目的に賛同して入会し、本会の活動に対して積極的な支援を行う法人または団体で、所定の会費を納入したもの。
2. 賛助会員：本会の活動を援助する法人または団体で、所定の会費を納入したもの。
3. 特別会員：本会の活動を援助する法人、団体または個人。

第 5 条 入会：本会の会員になろうとするものは、入会申込書に必要事項を記入の上申し込みを行い、理事会において出席理事の 2 / 3 以上の議決による承認を受けた後、会員資格を有する。その後第 8 条によって定める会費の納入をもって会員となることができる。ただし、特別会員にあっては会費納入の義務を負わない。

第 6 条 会員資格の喪失：以下のいずれかに該当したときは会員資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 会員である法人または団体が解散したとき。
3. 会費を一定期間、納入しないとき。
4. 除名されたとき。

第 7 条 除名：会員が以下のいずれかに該当する場合、理事会において出席理事の 2 / 3 以上の議決によりこれを除名する事が出来る。

1. 会則に違反し、本会の運営を阻害したとき。
2. 本会の名誉を毀損し、または著しく秩序を乱したとき

第 8 条 正会員、賛助会員の会費は理事会の定めるところによる。

第3章 役員

第9条 本会は次の役員を置く。

会長 1名、副会長 1～2名、理事（会長及び副会長を含む） 5名以上17名以下、監事 1名

2 役員が法人、または団体の場合は役員担当者を指名する。

第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。監事は会務および財産の状況を監査する。

第11条 理事及び監事は、総会に出席した正会員の2/3以上の決議により正会員、及び特別会員の中から選任する。但し、理事と監事は相互に兼ねる事は出来ない。

第12条 会長、副会長は理事の互選とする。

第13条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 会員の人事異動等により、役員担当者が任期中に交代した場合には、後任者がその役職を引き継ぐものとする。

3 役員は任期満了後、後任役員が選任されるまではその職務を行うものとする。

第4章 総会及び理事会

第14条 総会は会長が召集する。

第15条 総会は、正会員、賛助会員および特別会員により構成され、少なくとも毎年1回これを開催する。

第16条 総会は委任状を含み、会員の1/2以上の出席をもって成立する。

第17条 総会に出席した正会員および賛助会員の過半数の議決により、活動計画、報告、予算の承認、決算の承認、会則の変更、その他本会の運営に関する重要事項を決定する。

第18条 理事会は、委任状を含み理事の1/2以上の出席をもって成立する。

第19条 理事会は、必要に応じて開催し、総会に付議すべき事項、その他本会の業務の執行に関する重要事項を決定する。

第5章 分科会

第20条 本会の活動に必要な場合、理事会の承認を得て、分科会を設置する事が出来る。分科会の構成員には、必要に応じて学識経験者を含める事が出来る。

第21条 分科会の活動計画、およびその成果は理事会に報告し、その承認を受けるものとする。

第6章 会計

第22条 本会の経費は、会費、その他の収入によって支弁する。

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第7章 事務局

第24条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。事務局に関して必要な事項は、理事会にて決定する。

第25条 事務局の職員は理事会にて決定し、事務局長等を置くことができる。

付則

1. この会則の規定は、本会の設立の日から実施する。
2. 本会の設立当初の会計年度は、第6章第21条の規定にかかわらず、本会の設立の日から翌年の3月末日までとする。
3. 本会則は、2002年3月末日までに見直しを行うものとする。ただし、それまでの間は、総会の決議によらず、正会員の2/3以上の賛同が得られた場合は、本会則の見直しを行うことができる。

1999年10月6日

ESCO 推進協議会

改正（2000年9月22日）

1. 第9条に第2項を追加。
2. 第13条に第2項、第3項を追加。

改正（2002年4月23日改正）

1. 第9条を改正。

改正（2007年4月27日改正）

1. 第9条を改正。
2. 第11条を改正。
3. 第17条を改正。
4. 第25条を改正。
5. 年号表記を西暦に統一。